

原子力発電所の安全確保に関する 協定書に係る佐賀県と伊万里市の覚書

佐賀県（以下「県」という。）と伊万里市（以下「市」という。）は、原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 協定書の運用に当たっては、今後とも、県は、市の意向に十分配慮することとし、市は、本覚書に基づいて得た情報については、市民に対する説明責任を果たすものとする。
- 2 協定書第7条（立入調査）に関し、市が玄海原子力発電所において何らかの異常が発生したと認める場合は、県に立入調査を要請することができる。この場合において、県が立入調査を実施するときは、市は同行するものとする。

平成28年2月2日

佐 賀 県
佐賀県知事

伊 万 里 市
伊万里市長